

# 学校安全に関する規制

(学校保健安全法案 第27条、第28条、第29条)

## ● 主管課(課長名)

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課(課長: 作花 文雄)

## ● 関係課(課長名)

## ● 施策目標及び達成目標

### 施策目標 2-5 健やかな体の育成

児童生徒の健やかな体をはぐくむため学校体育の充実や子どもの体力の向上を図るとともに、児童生徒が健康で安全な学校生活を送られるような条件整備及び生涯にわたって健康で安全な生活を自ら営んでいくための知識や態度の育成を行う。

### 達成目標 2-5-4

児童生徒等の安全を守るため、学校における安全確保のための取組を推進する。

## ● 規制の概要

### < 学校安全計画の策定 >

学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、これまで学校保健法において策定、実施すべきとされていた「学校保健安全計画」において盛り込むべき事項として例示されていた当該学校の施設設備の安全点検のほか、新たに通学時や学校生活などの日常生活において安全を確保するための指導や、職員の研修等を盛り込んだ安全に関する事項についての計画を策定、実施する。【規制強化】

### < 危険箇所の改善措置 >

校長は、児童生徒等の安全の確保を図るため、学校の施設設備の安全点検を行った結果、改善を図る必要があると認められる事項を発見したときは、遅滞なくその改善のために必要な措置を講じ、又は当該学校の設置者に対し、当該措置を講ずるよう申し出るものとする。【規制強化】

### < 各学校における危険発生時の対処要領の作成等 >

学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時に当該学校の職員がとるべき対応について、その具体的内容及び手順を記載した対処要領を作成するものとする。

また、校長は、職員に対する危険等発生時対処要領の内容の周知など危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

さらに、学校においては、事故発生後に児童生徒や保護者等の心身の健康を回復させるため、必要に応じて地域の保健機関とも連携し、必要な支援を行うものとする。【規制強化】

## ● 規制の必要性

### < 学校安全計画の策定 >

現行の学校保健法では、学校においては、幼児、児童、生徒又は学生及び職員の健康診断、環境衛生検査、安全点検その他の保健又は安全に関する事項について計画(学校保健安全計画)を立て、これを実施しなければならないこととされている(第2条)。これは、学校保健又は学校安全について具体的な実施計画を策定することにより、保健管理又は安全管理の合理的・円滑な実施を図ることを目的とするものである。

従来は、「学校保健安全計画」として保健と安全の両事項を一括した計画の策定、実施が義務付けられていたが、近年、文部科学省においては、学校保健及び学校安全の課題が深刻かつ多様になっていることを踏まえ、教職員の共通理解を容易にするために、保健に関する事項と安全に関する事項について、それぞれ別個に計画を策定するよう指導を行っている。しかしながら、依然として両者を一括して作成している学校も見られる。

このことから、「学校保健安全計画」として保健と安全が一体となっている従来の規定を分離することにより、「学校安全計画」が「学校保健計画」とは別個独立した計画として策定・実施されるよう明確化することとする。

また、現行の「学校保健安全計画」では、条文上、安全点検が例示として示されているに過ぎなかったが、近年、学校への不審者侵入や自然災害により児童生徒等の安全が脅かされる事件・事故が相次いで発生し、児童生徒等の安全の確保が喫緊の課題となっているなど学校安全の重要性がこれまでも増して高まっていることから、これまでの安全点検に加え、職員の研修、安全指導に関する事項を最低限の必要的記載事項とする。

『「学校保健安全計画」の策定状況』  
（「学校保健安全計画」の状況）

計画を策定している小学校 98. 6%

（平成17年 文部科学省抽出調査）

＜危険箇所の改善措置＞

現行の学校保健法においては、各学校において施設設備の安全点検を実施し、点検の結果に応じて必要な措置を行うこと等により安全な環境の維持を図ることが求められている（第3条の2）。安全点検を行い、児童生徒等の安全に対して改善点が明らかになった場合には、必要に応じてその事後措置を講じることは当然のことであり、このことは、今回の改正によって、何ら変わるものではない。

しかしながら、安全点検を行った結果の事後措置について、改善を図る必要のある事項が発見された場合、現場で状況を熟知している校長が果たすべき役割を規定することで、児童生徒等の安全な学校生活の維持改善を図る必要がある。

そのため、今回の改正において、安全点検を行った結果、学校運営に責任を持つ校長が合理的な判断を行い、簡便な修繕など学校安全の改善のため自らの権限で対応できる場合には、遅滞なく所要の措置を行うこと、大規模な改修を伴う場合など校長が対応できない場合には、学校の設置者に対して申し出ることを義務付けることとする。

『安全点検の実施の状況』

平成15年度実績 88. 6%

平成16年度実績 87. 6%

平成17年度実績 90. 8%

平成18年度実績 91. 1%

（学校の安全管理の取組状況に関する調査 文部科学省調べ）

＜各学校における危険発生時の対処要領の作成等＞

近年、学校への不審者侵入や自然災害により児童生徒等の安全が脅かされる事件・事故が相次いで発生している。事件・事故等が発生した際に学校が的確に対応するためには、各学校において、あらかじめ発生時の具体的な対応を定めた対処要領を作成し、教職員に周知を図るとともに、対処要領を踏まえた訓練や研修を実施することが必要である。また、事故後に学校生活に復帰できるよう、心理的影響を受けた児童生徒等に対して、支援を行うことが必要である。

『学校独自の危機管理マニュアルを作成している学校の割合』

平成15年度実績 75. 5%

平成16年度実績 80. 3%

平成17年度実績 83. 9%

平成18年度実績 85. 1%

（学校の安全管理の取組状況に関する調査 文部科学省調べ）

●規制の便益分析

＜学校安全計画の策定＞

【規制を強化することにより得られる便益】

直接便益：「学校安全計画」を適切に策定することによって、深刻化かつ多様化している現代の学校安全に関する課題について教職員の共通理解が容易となり、これに対応した施設及び設備の安全点検や職員の研修が計画的に行われるとともに、児童生徒等に対しては、通学時、学校生活、日常生活の安全に関する教育指導が計画的に行われ、学校安全に関する取組みの充実が図られる。

社会便益：「学校安全計画」の適切な策定を通じ学校安全に関する取組みの充実が計画的に図られることにより、児童生徒等の安全で安心な学校生活の実現に資する。

【規制を強化することにより軽減することができる見込まれるリスク】

リスク：学校安全に関する取組みが計画的に図られないことによる、児童生徒等の安全課題への対応がなされないことが考えられる。

＜危険箇所の改善措置＞

【規制を強化することにより得られる便益】

直接便益：学校において、安全点検及び事後措置を適切に行うことにより、学校における安全な環境の整備及び維持が図られる。

社会便益：学校における安全な環境の整備及び維持が図られることにより、学校における事件・事故等の危険が予防され、児童生徒等の安全で安心な学校生活の実現に資する。

【規制を強化することにより軽減することができる見込まれるリスク】

リスク：学校における安全な環境の整備及び維持が図られないことによる、児童生徒等の安全課題への対応がなされないことが考えられる。

## <各学校における危険発生時の対処要領の作成等>

### 【規制を強化することにより得られる便益】

直接便益：学校において、危険等発生時における教職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を記載した対処要領が策定されることにより、各教職員の具体的な役割分担や関係機関への連絡体制など、危険等発生時における体制の整備が図られる。

社会便益：学校における危険等発生時の体制整備が図られることにより、危険等発生時における児童生徒等の安全確保のための取組の円滑な実施が図られ、児童生徒等の安全で安心な学校生活の実現に資する。

### 【規制を強化することにより軽減することができる見込まれるリスク】

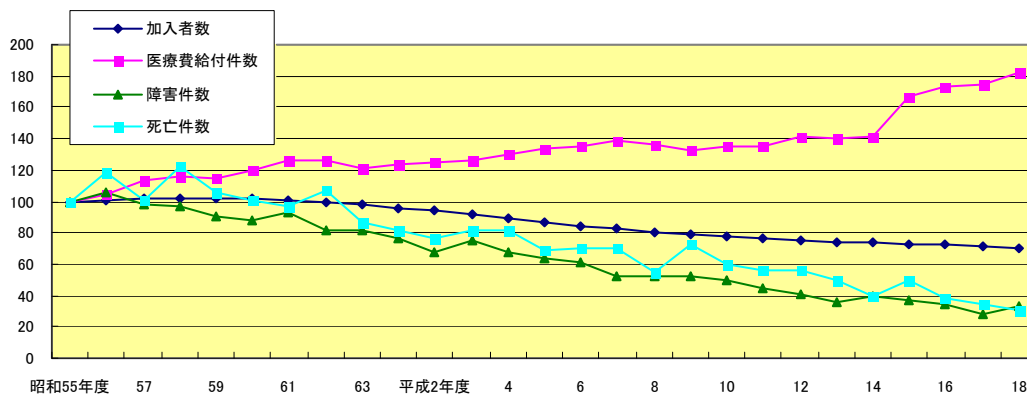
リスク：危険等発生時における児童生徒等の安全確保のための取組の円滑な実施が行われないことによる、児童生徒等の安全課題への対応がなされないことが考えられる。

### 『近年の子どもが被害者となった主な事件』

大阪教育大学付属池田小学校事件	(平成13年 6月 8日)
宇治市立宇治小学校事件	(平成15年12月18日)
奈良市女子児童誘拐殺人事件	(平成16年11月17日)
寝屋川市立中央小学校事件	(平成17年 2月14日)
広島市立矢野西小学校女児殺害事件	(平成17年11月22日)
栃木県今市市立大沢小学校女児殺害事件	(平成17年12月 1日)

### 『災害共済給付の給付状況の推移』

災害共済給付制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センターと学校の設置者との契約（災害共済給付契約）により、学校の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給）を行う制度である。（グラフ中の指数は、昭和55年度を100として表示している。）



## ●規制の費用分析

### <学校安全計画の策定>

#### 【遵守費用】

現行の学校保健法上、各学校における「学校保健安全計画」の策定・実施は、義務付けられているものであるが、児童生徒の安全確保のためには、事件・事故・自然災害による危険に対応した総合的な計画が必要である。

今回の改正においては、学校施設設備の安全点検に加え、安全に係る指導や職員の研修を「学校安全計画」の記載事項としているが、これは、現在学校で実施されている安全に係る指導内容整理するものであり、「学校保健安全計画」を「学校保健計画」と「学校安全計画」に分離する場合においても、各学校に新たな経費が発生するものではないため、妥当であると判断する。

#### 【行政費用】

現行の学校保健法上、学校における「学校保健安全計画」の策定・実施は、各学校に義務づけられている。

今回の改正においては、各学校で実施している「学校保健安全計画」の策定に関する取組みそのものを変えるものではないことから、各学校に新たな経費が発生するものではない。

#### 【社会的費用】

今回の改正により、新たな社会的費用が生じるものではない。

以上の規制の便益分析及び費用分析を考量した上で、当該規制を新たに設けることについては、妥当であると判断する。

#### <危険箇所の改善措置の義務化>

##### 【遵守費用】

学校における安全管理は、学校保健法上、各学校に義務づけられているものであり、本規定は、学校の設置者や校長が果たすべき役割を明確にすることで学校安全の一層の充実を図るものであって、各学校に新たな経費が発生するものではない。

##### 【行政費用】

学校における安全管理は、学校保健法上、各学校に義務づけられており、各学校の実情に応じて学校安全に関する取組みが行われている。

今回の改正においては、現時点で各学校において実施している学校安全に関する取組みそのものを変えるものではないため、新たな経費が発生するものではない。

##### 【社会的費用】

今回の改正により、新たな社会的費用が生じるものではない。

以上の規制の便益分析及び費用分析を考量した上で、当該規制を新たに設けることについては、妥当であると判断する。

#### <各学校における危険発生時の対処要領の作成等>

##### 【遵守費用】

現在、多くの学校においては、不審者侵入時を念頭に置いた危機管理マニュアルを作成しているが、学校安全に関して全国一定水準以上の取組を確保することが求められていることから、各学校における対処要領の策定及びその周知、対処要領を踏まえた訓練の必要性を法令上も明確にするものである。さらに、いわゆる心のケアについても事件等発生時に通常行われるものであり、その点を法令上明確にしたものであって、いずれも各学校に新たな経費が発生するものではない。

##### 【行政費用】

学校における安全管理は、学校保健法上各学校に義務づけられており、各学校の実情に応じて学校安全に関する取組みが行われている。

今回の改正においては、現時点で各学校において実施している学校安全に関する取組みそのものを変えるものではないため、新たな行政費用が発生するものではない。

##### 【社会的費用】

今回の改正により、新たな社会的費用が生じるものではない。

以上の規制の便益分析及び費用分析を考慮した上で、当該規制を新たに設けることについては、妥当であると判断する。

### ●想定できる代替手段との比較考量

#### <学校安全計画の策定>

今回の改正は、深刻化かつ多様化している学校安全に関する課題に対し、教職員等が関係機関等と適切に連携し速やかに対応することが求められている現状を踏まえ、学校において、学校安全の分野に係る取組を計画的に実施することを規定するものである。

なお、各学校における「学校保健安全計画」の策定・実施は、学校保健法により義務付けられているが、現行の「学校保健安全計画」の安全に関する部分について、必ずしも求める内容が含まれていない学校も見受けられる現状がある。

代替手段としては、「学校安全計画」の策定について、地方公共団体の条例で定めることが考えられる。

しかしながら、児童生徒等の安全確保が全国各地において喫緊の課題となっており、最低限必要な記載事項を法令に定め、全国一律に各学校における取組を充実させる意義は大きいと考えられ、地方公共団体が条例で対応することで各自治体の判断による格差が生じることは、妥当でないと判断。

仮に、「学校安全計画」の策定について規定しない場合、児童生徒等の安全確保のための取組を計画的に行うことが難しくなるとともに、既存の「学校保健安全計画」の内容が多岐に渡っていることから、関係者間の共通理解を得ることが難しくなり、児童生徒等の安全確保が困難となることが想定されることから、妥当でないと判断。

#### <危険箇所の改善措置>

今回の改正は、学校における安全管理について、学校の設置者や校長が果たすべき役割を明確にするものである。なお、各学校における安全管理は、すでに学校保健法に義務づけられている。

代替手段としては、危険箇所の改善に関する業務について、一般企業等に外部委託することによ

り、学校の安全管理を図ることが考えられるが、学校において新たな財政負担等を強いることとなるため、妥当でないと判断する。

仮に、危険箇所の改善措置について規定しない場合、児童生徒等の安全確保のために取り組む者の果たすべき役割を明確にすることが困難になるとともに、危険箇所の改善が適切になされず、事故等の発生を事前に予防することが困難となることも想定されることから、妥当でないと判断。

#### <各学校における危険発生時の対処要領の作成等>

今回の改正は、各学校における対処要領の策定及びその周知、対処要領を踏まえた訓練の必要性を法令上も明確にするものである。さらに、事件等発生時に通常行われる、いわゆる心のケアについても法令上明確にするものである。なお、多くの学校においては、不審者侵入時を念頭に置いた危機管理マニュアルを作成しているとともに、いわゆる心のケアについても事件等発生時に通常行われている。

仮に、各学校における危険発生時の対処要領の作成について規定しない場合、危険等発生時に児童生徒等の安全確保のための取組の実施が円滑かつ速やかに行われず、児童生徒等の安全確保が困難となることが想定されることから、妥当でないと判断。

### ● 審議会等における検討結果および有識者等の見解

【中央教育審議会答申】（平成20年1月17日）

「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために、学校全体としての取り組みを進めるための方策について」 抜粋

#### <学校安全計画の策定>

子どもの身のまわりの事件・事故や自然災害はあらゆる場面において発生しうることから、学校事務職員、学校現業職員を含むすべての教職員が学校安全の重要性を認識し、様々な取組を総合的に進めることが求められている。そのため、学校安全に関して総合的な計画（学校安全計画）を作成し、教職員の共通認識の下で計画に基づく取組を進めていくことが重要である。

現在、学校保健法では、学校保健安全計画を立て、これを実施することが規定されているが、計画に盛り込むべき安全に関する内容としては安全点検のみが例示されている。

学校が取り組むべき安全課題に適切に対応するためには、日常生活における事件・事故、交通事故や自然災害に対する対応について、学校保健安全計画に定めることを法的に明確にすることを検討する必要がある。

また、安全教育と安全管理の両者を盛り込んだ計画を策定している例が多いが、安全管理のみの計画にとどまる学校も見られ、避難訓練を含め安全教育に関する計画も盛り込んだ計画を策定することが必要である。

#### <危険箇所の改善措置>

学校施設についても前述のように学校保健法に基づき、安全点検を行うこととされているが、学校施設の安全性を確保するためには、平常時の安全性のみならず、地震や台風などの自然災害などに対する構造上その他の安全性を確認することが重要である。そのため、日常的又は毎学期1回以上定期に行う安全点検に加え、数年ごとなどの中長期的に行う各学校の設置者における安全点検の実施について明確化することを検討する必要がある。

#### <各学校における危険発生時の対処要領の作成>

危険発生時の学校の対応を円滑に進めるため、あらかじめすべての学校において、学校や地域の状況に合わせて学校の教職員がとるべき措置の具体的内容、手順等を記載した危機対処要領が策定されるよう、その作成の必要性を法的に明確にすることも含め、危機対処要領の策定を促進することを検討する必要がある。

【政策評価の有識者会議】（平成20年2月5日～12日に意見聴取）

- 評価結果の記載については、項目を設けるなど工夫すべきである。
- セキュリティに関してハード面での充実、人員を増やしての対策など工夫がなされているが、地域差・予算枠の差により充実度にも差が出ている感がある。積極的に地域の交番、警察関係との連携を取りながら、警察官による子ども達への積極的・実践的指導などで子ども自身の意識も高められるようにしていくべきである。

### ● レビューを行う時期

5年を目途に検討

### ● 備考

特になし